

住民監査請求書

2012年1月25日

名古屋市監査委員 御中

請求人 別紙請求人目録記載の通り
請求人ら代理人（書類送付・連絡先）

岡崎市羽根町東荒子 38-1 f.a.s ビル 2階

TEL:0564-83-6151 FAX:0564-53-5388

弁護士 新 海 聡

第1 請求の要旨

1 違法・不当な公金支出

名古屋市市長室秘書課において管理している11台の黒塗の公用車（以下「黒塗車」という。）の台数は、実際の黒塗車の稼働状況、必要性に鑑みれば明らかに過剰である。ところが、名古屋市においてもこれを認めておりながら、黒塗車を削減することなく、黒塗車の維持に必要なリース料、車検整備費用、ガソリン代などの支出を漫然と継続するだけでなく、運転手の人件費の支出を継続することを明らかにしている。かかる名古屋市の所為は、地方自治法2条14項が事務処理にあたって最小の経費で最大の効果を挙げるべきことを求め、地方財政法4条1項が地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえてこれを支出してはならない、と定めていることに反するものである。以下、理由を具体的に述べる。

2 理由

(1) 黒塗り公用車の利用状況が極めて少ないこと

平成24年1月現在、名古屋市の市長室秘書課が管理する黒塗車は11台（保有6台、リース5台）であるところ、本来の用途である来客及び局長級職員の利用は極めて少ない。稼働状況の低さは添付表1で明らかかなように、昨年9月における市長副市長車を除く8両の出庫回数は月間179回、1台当たりでは月間22.4回であり、この傾向は過去10年間ほぼ同様である。

しかも、この179回のうち本来の用途であるはずの来客（議員委員をふくむ）及び局長級職員の使用は84回（表2の②）と全体の約46.9%にすぎない。このように、8台で84回では1台当たり月間10.5回しか出庫していない、即ち本来用途には2日に1回程度しか使用されていないことになる。

かかる状況を憂慮してか、名古屋市では稼働率を上げるために平成16年4月以降上記以外の職員にも利用させている（証拠1番「市長室 黒

塗公用車の利用について)。ところが、同文書では配車対象者は「原則として局長級および来客」で「空きがある場合上記外の利用も可とする」としているものの、表2の④で使用比率53.1%となっていることから明らかなように、実際は「空きがある場合」に補助的に使用されているのではなく、原則として「局長級未満者が使っている」状況にある。

(2) 多額のリース代、ガソリン代、従量税を支出していること

利用状況が少ないにもかかわらず名古屋市は、リース代として年額2,753,352円、燃料代として平成22年度1,171,381円、重量税は保有車のみで90,000円を支払っている。(証拠2番「市長室保有庁用自動車の賃貸借契約書」、証拠3番「燃料費の推移(平成21年度、22年度、23年度)」、証拠4番「市長室保有車両の税額について」)

(3) ほとんど働いていない運転士に人件費がかかっていること

黒塗車の利用状況が少ないにもかかわらず、運転士は黒塗車1台に1人配置されている。

(4) 名古屋市において支出削減に対する努力を怠っていること

昨年12月15日に事情を聞くため面談した担当の秘書課庶務係長と係員も「現状の黒塗車の利用状況に鑑みれば、市長及び副市長車の3~4台でよいと思う。黒塗車の台数が過剰である」との感想を述べていたが、彼らならずとも、黒塗車が過剰であることは、黒塗車の利用状況についてのデータを見れば誰もが同感する筈である。

ところが、名古屋市は黒塗車を削減する努力を行っていない。自動車のリース契約についても、市の契約23条には「契約期間中であっても予算の減額又は削除があった場合には、協議の上契約を変更又は削除することが出来る」とあることから、名古屋市が違約金を支払うことなく契約解除をなし得る可能性があるにもかかわらず、かかる検討がなされていない。また、保有車は減車して売却すればいくらかの収入になる筈であるにもかかわらず、時価評価は行っていないとのことである。

3 なぜ今「黒塗車」を問題にするか

黒塗車が過剰であることは従前から私たちは指摘してきたところである。しかし、今回、あえて黒塗車を問題としたことには、この問題が名古屋市の行財政改革の問題点を象徴するものだからである。

名古屋市は平成23年12月に、来年度から市民税減税5%を決めた。しかし、その財源を捻出するための方策の多くは、市民へのサービス削減や、使用料値上げなど、弱者いじめによるものばかりが目立つ。しかし、本来は市民に負担を強いるこれら弱者いじめをする前に、まず名古屋市役所内での無駄をチェックすることが先決である。そもそも黒塗車が減車出来ない理由として、減車した場合余剰となる運転士の処遇に困

ることだと名古屋市側は説明し、その根拠として市の人事委員会規則第22条が「転任の資格要件」で「行政職における一般事務に関する職と一般技術に関する職との間の転任」は「人事委員会が定める能力を実証する試験に合格しなければならない」としていることから、技術職員である運転士を事務職に配置転換出来ないのだ、としている。

しかし、これは当該人事委員会規則第22条のただし書きの「人事委員会が特別の定めをしたときは、この限りでない。」という条項を適用すれば足りるはずである。またそもそも、「地方公務員の吏員は、事務吏員及び技術吏員とする」と定めた地方自治法第173条はすでに平成16年の法改正によって削除されていることから明らかなように、自治体内での横断的かつ柔軟な人事異動こそ自治体が検討すべき課題である。

公務員制度改革を行わず、その結果、運転手の処遇のために黒塗車を残し、その一方で市民サービスを削って5%減税の財源をつくる、などということは、本末転倒である。公務員の特権の象徴である黒塗車が残り、市民サービスが低下する事態など、まさに黒塗車に絡んだブラックジョークというほかない。

4 結論

以上の点から見て黒塗車11台を保有し、これに関する支出を継続することは、地方自治法が138条の2で普通公共団体の執行機関に対してその事務を誠実に管理・執行すべき義務を課していること、同法2条14項が事務処理にあたって最小の経費で最大の効果を挙げるべきことを求め、地方財政法4条1項が地方公共団体の経費は、その目的を達成するための必要且つ最小の限度をこえてこれを支出してはならない、と定めていることに鑑みれば、支出権限者である市長において黒塗車保有にともなうリース料、自動車の車検、点検費用、燃料代の各支出は違法・不当な財務上の支出であるから、市長はこれらの支出を停止する措置をとる義務がある。

第2 求める措置

監査委員は市長に対し、次の措置を講ずるよう、勧告することを求める。

黒塗車保有にともなうリース契約を解除し、自動車の車検、点検費用、燃料代の各支出を停止せよ

以上の通り、地方自治法242条1項に基づき、事実証明書を付して監査委員に対し、本請求をする次第である。

事実証明書

証拠 1 番	名古屋市作成「市長室 黒塗公用車の利用について」と題する書面
証拠 2 番	市長室保有 庁用自動車の賃貸借契約書 4 通
証拠 3 番	名古屋市作成「燃料費の推移（平成 2 1 年度、2 2 年度、2 3 年度）」と題する書面 各 1 通
証拠 4 番	名古屋市作成「市長室保有車両の税額について」と題する書面

添付書類

事実証明書の写し	各 1 通
委任状	各 1 通

表1. 平成23年9月 市長副市長専用車を除く黒塗車8両の運行
(9月の出勤日は20日間)

No.	車番	出庫 日数	出庫 回数	乗車 人数	走行 距離km	走行km /出庫	出庫が無 かった日
1	500と8981	15	26	46	342	13.2	7
2	303こ8648	17	23	42	447	19.4	5
3	303ゆ1103	16	30	52	592	19.7	6
4	303や5622	6	12	47	340	28.3	16
5	303ゆ1101	16	27	40	537	19.9	6
6	303み5268	17	30	61	515	17.2	5
7	303る7682	12	18	37	480	26.7	10
8	503み5841	13	13	27	297	22.8	9
月間合計		112	179	352	3,550	167.2	64
1台あたり		14	22.4	44	444	21	
1台1日当り		1.8	2.8	5.5	55.5	2.6	

表 2. 平成 23 年 9 月使用者の内約表

①使用者全体

使用者	使用回数	使用率
来客	9	5.0
議員委員	43	24.0
市長副市長	3	1.7
局長級計	29	16.2
秘書室計	22	12.3
部長級計	43	24.0
課長以下計	30	16.8
合計	179	100.0

②局長級及び来客等外部者(使用権者)

使用者	使用回数	使用率
来客	9	5.0
議員委員	43	24.0
市長副市長	3	1.7
局長級計	29	16.2
計	84	46.9

③局長未満者(使用権の無い者)

使用者	使用回数	使用率
秘書室計	22	12.3
部長級計	43	24.0
課長以下計	30	16.8
合計	95	53.1

④本来の使用権者と本来使用権が無い者との比率

使用者	使用回数	使用率
局長・来客	84	46.9
局長未満者	95	53.1
合計	179	100.0